

人口と世帯	人口	33,786人	(35人増)
	男	17,261人	(12人増)
	女	16,525人	(23人増)
1月1日現在 ()は前月比	世帯	13,633	(12世帯増)
	外国人登録数	585人	

No.577



たすきをつなげ！

1月17日、町内で駅伝競走大会が開催されました。

1区から6区まで、各チームが思いの込められたたすきをつなぎ、熱い走りを繰り広げました。

(関連記事 15ページ)

おもな内容

所得税の確定申告	町・都民税の申告受付	2・3
みずほ伝言板	平成20年度末の町の財政状況 瑞穂町障害児タイムケア事業を開始 町民意識調査結果を報告します 男女共同参画社会推進事業講演会 ほか	4～10
インフォメーション	緑の募金にご協力ください 都営住宅・町営住宅入居者募集 ほか	11～13・16・17
福祉	3月から福祉バスの運行が始まります 要介護認定を受けている方へ ほか	18～21
教育委員会からのお知らせ	初心者パソコン講習会 冬の料理教室 地球のステージ3 ほか	22～24

所得税の確定申告

所得税は、申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければなりません。
確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

所得税の確定申告を しなければならない方

- 【事業所得や不動産所得などがある場合】
◎平成21年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方
- 【サラリーマン等の給与所得者】
◎平成21年中の給与等の収入金額が2000万円を超える方
- ◎給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ◎二方以上から給与等の支払いを受けている方
- 【同族会社の役員
またはその他親族等の場合】
◎同族会社からの給与のほかに、次の収入のある方
①同族会社からの配当、同族会社への貸付金の利息
②不動産、動産、営業権など賃借料
③機械・器具などの使用料
- 【納税について】
納期限は、申告期限と同じ3月15日(月)です(納期限に遅れて納付すると延滞税が掛かる場合があります)。
納税には便利な口座振替をご利用ください。手続きは3月15日(月)までに、青梅税務署または、金融機関でお願いします。

確定申告をすると 所得税が還付される方

- 給与所得者で確定申告をする必要のない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
◎雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ◎年の途中で退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない方
- ※確定申告をする必要のない方が、還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それを含めて申告しなければなりません。
- ※還付を受けるための申告は、2月16日(火)以前でも受け付けています。
- ◎介護保険のサービス利用料が、確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。
- ◎介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除の対象となります。
- 問合せ 高齢者福祉課
TEL 55710594
- ※還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

臨時受付窓口をご利用ください

日程 2月21日(日)・28日(日)
時間 午前9時～正午
午後1時～5時
場所 青梅税務署
※当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。なお、21日は青梅マラソン開催に伴う交通規制のため、税務署の駐車場は使用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

●住宅ローン控除の申告について

昨年までは、町長がやむを得ない理由があると認める場合、申告期限後に申告書を提出することができましたが、平成22年度以降は、この規定が廃止されたため、申告期限後の受付はできなくなりました。申告される方は、必ず申告期限内に申告するようにお願いします。(山林所得、退職所得および変動所得がある方が住宅ローン控除の申告をする場合は、住民税の住宅ローン控除の申告が必要になる場合がありますので、税務署にお問い合わせください)
申告期限 3月15日(月)

青梅税務署・税理士会による確定申告相談日程

日 程	場 所	受付時間	主 催	そ の 他
2月4日(木)・5日(金)	瑞穂町民会館ホール	午前9時30分～11時 午後1時～3時	税務署	○来場される場合は、前年の 確定申告書の控えを必ず ご持参ください。 ○譲渡所得・贈与税の相談 は、税務署でご相談くださ い。 ○各会場の混雑具合によっ ては、早めに締め切ることも ありますので、ご了承ください。
2月4日(木)・5日(金) 16日(火)～24日(木) (土・日曜日は除きます)	羽村市役所 (東庁舎4階大会議室)	午前9時～10時30分 午後1時～3時	税理士会	
2月16日(火)～25日(木) (土・日曜日は除きます)	福生市役所 (第1棟南側2階)			
2月19日(金)	瑞穂町民会館ホール			

問合せ 青梅税務署
TEL 0428(22)3185

町・都民税の 申告受付

所得税の確定申告も併せて受け付けます。
ただし、土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税は青梅税務署に直接申告してください。

この申告は、1月1日現在の住所地で平成21年分の所得を申告していただき、それに基づいて税額を計算するための資料となるものです。

期 間 2月16日(火)～3月15日(月)
(土・日曜日は除きます)
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
場 所 町民会館ホール

町・都民税の申告を しなければならない方

- ◎給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先で確認ください)
- ◎事業、不動産、配当、年金などの所得があった方で、確定申告の必要がない方
- ◎国民健康保険に加入している方

※所得のなかった方も申告を

申告書裏面の「収入のなかった方」の欄へ記入し提出ください。申告されないと、「非課税証明書」の交付を受けられません。

申告に持参するもの

- ①印鑑
- ②所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
- ③社会保険料・生命保険料・地震(長期損害)保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金・個人年金保険料および医療費控除等の領収書、または支払った額を証明できるもの
- ※生命保険料で、9000円を超える契約の場合は、証明書の添付が必要です。
- また、医療費控除には必ず領収書が必要ですので、あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。
- ④障害者控除を受ける方は、手帳等証明する書類

※申告書は郵送でも受け付けます。

問合せ 税務課 TEL 55717519

出張受付をご利用ください

日程	場所	受付時間
2月 8日(月)	長岡南会館	午前9時～11時
2月 9日(火)	武蔵野コミュニティセンター	午後1時～4時
※午前中は大変込みます。		※午後の受付をお勧めします。
2月12日(金)	元狭山コミュニティセンター	

午前中は大変込みますので、午後の受付をお勧めします。また、申告期間中の役場駐車場は大変込み合いますので、なるべく車での来場はお控えください。

役場周辺の駐車場のご案内



平成20年度行政コスト計算書

地方自治体の行政活動は、バランスシートで明らかにされる資産・負債等の状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政活動が大きな比重を占めています。この行政サービスの1年間の状況を性質別コストと、目的別コストに分類したものが行政コスト計算書です。

●行政コスト計算書から分かること

- 年度ごとの数値を比較することにより、コスト増減等の傾向が明らかになり、財政運営を分析できます。
- 人に掛かるコストは前年度比3.3%の減少で、指定管理者制度導入による人件費の圧縮と、町職員の減少により人件費、退職給与引当金繰入等、賞与引当金繰入額が減少したことによります。
- 物に掛かるコストは前年度比4.0%の減少で、主な減少理由は減価償却によるものです。
- 移転支出的コストは前年度比8.8%の増加で、他会計への繰出金の増加および石畑保育園の指定管理者制度導入による社会保障給付の増加が主な理由です。

人に掛かるコストとは

行政サービスを担う町職員に要する費用で、人件費や退職給与引当金繰入等を計上しています。

物に掛かるコストとは

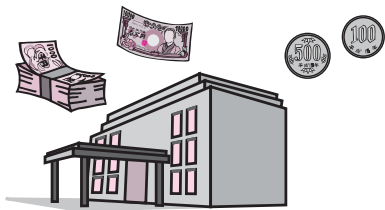
行政サービスの提供に必要な消費的な経費や、バランスシートに計上された有形固定資産の減価償却費などです。

移転支出的なコストとは

個人や団体に支出して効果が出てくるような費用で、社会保障給付、補助金等、他会計等への支出額、他団体への公共資産整備補助金等を計上しています。

その他のコストとは

上記の三つに属さない費用で、支払利息、回収不能見込計上額、その他行政コストを計上しています。



- その他のコストは前年度比3.7%の減少で、借金の利子の支払いが減少したことによります。
- 収入については前年度比7.3%の減少となりました。

◎分析

コスト全体では、前年度比1.8%の増加となりました。指定管理者制度導入によるサービスの質を落とさず人件費を圧縮する工夫はしているものの、簡単に削減することができない社会保障給付などが増加しているため、さらなるコスト削減の努力が必要です。

【行政コスト】 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)			
人に掛かるコスト	区 分	金 額	町民一人当たり
	①人件費	20億2,720万円	60,119円
	②退職給与引当金繰入等	2億5,400万円	7,532円
	③賞与引当金繰入額	5,078万円	1,506円
	小 計	23億3,198万円	69,157円
物に掛かるコスト	①物件費	21億3,895万円	63,433円
	②維持補修費	7,396万円	2,193円
	③減価償却費	13億 13万円	38,557円
	小 計	35億1,304万円	104,183円
移転支出的なコスト	①社会保障給付	17億2,407万円	51,129円
	②補助金等	20億7,561万円	61,555円
	③他会計等への支出額	14億2,812万円	42,352円
	④他団体への公共資産整備補助金等	1億4,462万円	4,289円
	小 計	53億7,242万円	159,325円
その他のコスト	①支払利息	7,813万円	2,317円
	②回収不能見込計上額	2,517万円	746円
	③その他行政コスト	8,103万円	2,403円
	小 計	1億8,433万円	5,466円
経常行政コスト A		114億 177万円	338,131円

【経常収益】			
使用料・手数料	B	2億2,870万円	6,782円
分担金・負担金・寄附金	C	7,636万円	2,265円
経常収益 (B+C)	D	3億 506万円	9,047円

純経常行政コスト (A-D)	110億9,671万円	329,084円
----------------	-------------	----------

※町民一人当たりの金額は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口 (=33,720人) で計算しています。

平成20年度末の町の財政状況

町では、町の資産や債務等の実態を把握し、行政サービスの提供に係るコストを明確にするとともに、行政執行の透明性を高めるため、平成15年度決算からバランスシートと行政コスト計算書を公表してきました。
平成18年総務省の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、平成20年度決算からバランスシート、行政コスト計算書に加え純資産変動計算書、資金収支計算書を公表することになりました。

平成20年度バランスシート

バランスシートとは、町の資産や負債(町の借金)などの状況を一覧表にまとめた報告書のことで、借方と貸方が同額になって釣り合うことから、バランスシートと呼ばれています。
これを見ると、町が資産(建物や土地など)をどのくらい保有し、その資産を得るためにどのくらい国や都から補助金をもらったり、借金をしたりしたのかが分かります。

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

借 方	
【資産の部】	
1 公共資産	
(1)有形固定資産	543億1,714万円
①生活インフラ・国土保全	259億8,369万円
②教育	186億1,457万円
③福祉	31億7,788万円
④環境衛生	14億7,565万円
⑤産業振興	1億9,346万円
⑥消防	7億 392万円
⑦総務	41億6,797万円
(2)売却可能資産	2,106万円
公共資産合計	543億3,820万円
2 投資等	
(1)投資及び出資金	1,868万円
①投資及び出資金	1,868万円
②投資損失引当金	0円
(2)貸付金	0円
(3)基金等	66億6,890万円
①退職手当目的基金	0円
②その他特定目的基金	60億 177万円
③土地開発基金	5億 115万円
④その他定額運用基金	0円
⑤退職手当組合積立金	1億6,598万円
(4)長期延滞債権	1億8,420万円
(5)回収不能見込額	△691万円
投資等合計	68億6,487万円
3 流動資産	
(1)現金預金	28億2,224万円
①財政調整基金	13億7,046万円
②減債基金	5億 480万円
③歳計現金	9億4,698万円
(2)未収金	1億3,164万円
①地方税	1億4,262万円
②その他	89万円
③回収不能見込額	△1,187万円
流動資産合計	29億5,388万円
資産合計	641億5,695万円

●バランスシートから分かること

- 年度ごとの数値を比較することにより資産形成の内容が明らかになり、財政運営を分析できます。
- 有形固定資産は前年度比0.8%の増加で、社会資本への持続性のある投資がなされています。
- 投資等は前年度比1.1%の増加で、教育向上基金と安全・安心まちづくり基金の創設が主な理由ですが、その他の基金の取り崩しは毎年度行われています。
- 流動資産は前年度比28.1%の増加で、現金・預金に仕分けされる歳計現金の増加が主なものです。なお、財政調整基金については平成19年度まで取り崩しが行われていましたが、平成20年度は積み立てをすることができました。
- 長期的な固定負債は前年度比2.4%の減少で、当初で借

貸 方	
【負債の部】	
1 固定負債	
(1)地方債	50億9,774万円
(2)長期未払金	2億1,116万円
①物件の購入等	0円
②債務保証又は損失補償	0円
③その他	2億1,116万円
(3)退職手当引当金	22億3,447万円
(4)損失補償等引当金	0円
固定負債合計	75億4,337万円
2 流動負債	
(1)翌年度償還予定地方債	3億9,464万円
(2)短期借入金(翌年度繰上充用金)	0円
(3)未払金	0円
(4)翌年度支払予定退職手当	0円
(5)賞与引当金	5,078万円
流動負債合計	4億4,542万円
負債合計	79億8,879万円
【純資産の部】	
1 公共資産等整備国都補助金等	127億8,516万円
2 公共資産等整備一般財源等	443億1,198万円
3 その他一般財源等	△9億2,898万円
4 資産評価差額	0円
純資産合計	561億6,816万円
負債・純資産合計	641億5,695万円

- り入れを見込んでいた臨時財政対策債の借り入れをしなかったことによります。
- 短期的な流動負債は前年度比6.9%の減少で、昭和57年度四小用地取得事業ほか7事業における借入金の元利償還が終了したことによります。
- 純資産は前年度比2.5%の増加で、固定資産等を取得するために投入できる財産が増加しています。

◎分析

財政の健全性は維持しつつも、その運営は厳しいものとなっています。